

附則第二項中「第一条第四号に規定する事務」を「第二条第一項第五号、第六号、第九号、第十三号から第十六号まで、第十八号から第二十五号まで及び第二十九号から第三十九号までに掲げる権限」に、「の都道府県知事」を「を管轄する地方社会保険事務局長等」に改める。

附則第三項中「第一条第四号に規定する事務」を「同項に規定する権限」に、「同条」を「第二条」に、「都道府県知事に行わせないもの」とし、その者に係る法第九条第四項に規定する行政庁の権限は、当分の間、第二条第四項の規定にかかわらず、社会保険庁長官のみが行う」を「地方社会保険事務局長等に行わせない」に改める。

(死体解剖保存法施行令の一部改正)

第二十三条 死体解剖保存法施行令(昭和二十八年政令第三百八十一号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第八条 第一条第一項、第三条第二項及び第五項並びに第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(医師法施行令の一部改正)

第二十四条 医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(歯科医師法施行令の一部改正)

第二十五条 歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(診療放射線技師法施行令の一部改正)

第二十六条 診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「この政令で」を「前各条に」に改める。

第七条中「診療放射線技師法」を「法」に改め、同条を第十七条とし、第六条の次に次の十条を加える。

(学校又は養成所の指定)

第七条 主務大臣は、診療放射線技師法(以下「法」という。)第二十條第一号に規定する学校又は診療放射線技師養成所(以下「学校養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(指定の申請)

第八条 前条の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認又は届出)

第九条 第七条の指定を受けた学校養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第十条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収及び指示)

第十一条 主務大臣は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第七条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、施設若しくは設備又は運営が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消)

第十二条 主務大臣は、指定学校養成所が第七条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請)

第十三条 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十四条 国の設置する学校養成所に係る第八条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第八条	設置者	所管大臣
申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。	設置者	書面により、主務大臣に申し出るものとする。
第九条第一項	設置者	所管大臣
その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。	設置者	主務大臣に協議し、その承認を受けるものとする。
第九条第二項	設置者	所管大臣
その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。	設置者	主務大臣に通知するものとする。
第十条	設置者	所管大臣
その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。	設置者	主務大臣に通知するものとする。

第十一項	設置者又は長	所管大臣
第十二項	設置者又は長 指示	所管大臣 勧告
第十三条	申請 設置者	申請 所管大臣

(主務省令への委任)

第十五条 第七條から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に關して必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)

第十六条 この政令における主務大臣は、法第二十条第一号の規定による学校の指定に関する事項については文部大臣とし、同号の規定による診療放射線技師養成所の指定に関する事項については厚生大臣とする。

2 この政令における主務省令は、文部省令・厚生省令とする。
本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第十八条 第一条、第一条の第三項、第二条第一項、第三条第二項、第四条第一項、第八条から第十条まで及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(保健婦助産婦看護婦法施行令の一部改正)

第二十七条 保健婦助産婦看護婦法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十條中「この政令で」を「前各条に」に改める。

第十一條を第二十四條とし、第十條の次に次の十三條を加える。

(学校又は看護婦養成所の指定)

第十一條 主務大臣は、保健婦助産婦看護婦法(以下「法」という。)第十九條第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二條第一号に規定する学校(以下「学校」という。)又は法第十九條第二号に規定する保健婦養成所、法第二十条第二号に規定する助産婦養成所若しくは法第二十一条第二号に規定する看護婦養成所(以下「看護婦養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に關し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(学校又は看護婦養成所に係る指定の申請)

第十二條 前条の学校又は看護婦養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、次条、第十四條及び第十七條において同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(指定学校養成所の変更の承認又は届出)

第十三條 第十一條の指定を受けた学校又は看護婦養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に届け出なければならない。

(主務大臣に対する報告)

第十四條 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項をその所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に報告しなければならない。

(指定学校養成所に対する報告の徴収及び指示)

第十五條 主務大臣は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に對して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第十一条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に對して必要な指示をすることができる。

(指定学校養成所の指定の取消)

第十六條 主務大臣は、指定学校養成所が第十一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

(指定学校養成所の指定取消の申請)

第十七條 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消を受けようとするときは、その設置者は、申請書をその所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に提出しなければならない。

(看護婦養成所の指定)

第十八條 都道府県知事は、法第二十二條第二号に規定する看護婦養成所(以下「看護婦養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に關し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(看護婦養成所に係る指定の申請)

第十九條 前条の看護婦養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書をその所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(準用)

第二十條 第十三條から第十七條まで(次条の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の規定は、第十八條の指定を受けた看護婦養成所について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」を經由して主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「第二十一条」とあるのは「第十八條」と読み替へるものとする。

(国の設置する学校若しくは看護婦養成所又は看護婦養成所の特例)

第二十一條 国の設置する学校若しくは看護婦養成所又は看護婦養成所に係る第十二條から第十九條までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第十二條	設置者	所管大臣
	申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、次条、第十四條及び第十七條において同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。	書面により、主務大臣に申し出るものとする。

第十三条 第一項	設置者 その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない	所管大臣 主務大臣に協議し、その承認を受けるものとする
第十三条 第二項	設置者 その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に届け出なければならない	所管大臣 主務大臣に通知するものとする
第十四条	設置者 その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に報告しなければならない	所管大臣 主務大臣に通知するものとする
第十五条 第一項	設置者又は長 設置者又は長	所管大臣
第十五条 第二項	設置者又は長 指示	所管大臣 勅告
第十六条	第十一條に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなるとき	第十一條に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき
第十七条	設置者 申請書 申請書 申請書	所管大臣 申出 書面により、主務大臣に申し出るものとする 書面により、その所在地の都道府県知事に申し出るものとする
第十九条	設置者 申請書 申請書	所管大臣 書面により、その所在地の都道府県知事に申し出るものとする

(主務省令への委任)
 第二十二條 第十一條から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校若しくは看護婦等養成所又は准看護婦養成所の指定に關して必要な事項は、主務省令で定める。
 (主務大臣等)
 第二十三條 この政令における主務大臣は、学校の指定に關する事項については文部大臣とし、看護婦等養成所の指定に關する事項については厚生大臣とする。
 2 この政令における主務省令は、文部省令・厚生省令とする。
 本則に次の一條を加える。
 (事務の区分)
 第二十五條 第一條第一項、第三條第四項、第四條第三項、第五條第二項、第六條第四項、第七條第六項、第八條第五項、第十二條から第十四條まで及び第十七條の規定により都道府県が処理することとされている事務(第三條第四項、第四條第三項、第五條第二項、第六條第四項、第七條第六項及び第八條第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護婦に係るものを除く)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(厚生年金保険法施行令の一部改正)
 第二十八條 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)の一部を次のように改正する。
 第一條を次のように改める。
 (権限の委任)

- 第一條 厚生年金保険法(以下「法」という。)第四條第一項の規定により、次に掲げる社会保険庁長官の権限は、地方社会保険事務局長に委任する。ただし、第十七号及び第十九号に掲げる権限は、社会保険庁長官が自ら行うことを妨げない。
 - 一 法第六條第三項及び第四項に規定する権限
 - 二 法第八條に規定する権限
 - 三 法第十條第一項に規定する権限
 - 四 法第十一條(法附則第四條の五第一項において準用する場合を含む)に規定する権限
 - 五 法第十八條第一項(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年改正法」という。)附則第四十六條において準用する場合を含む)に規定する権限
 - 六 法第二十一條第一項に規定する権限
 - 七 法第二十二條第一項に規定する権限
 - 八 法第二十三條第一項に規定する権限
 - 九 法第二十四條第一項に規定する権限
 - 十 法第二十四條の二の規定によりその例によることとされる船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四條第二項から第五項まで及び第四條ノ二第二項に規定する権限
 - 十一 法第二十五條(法第八十九條の二第四項において準用する場合を含む)に規定する権限
 - 十二 法第二十七條(法附則第四條の五第一項及び昭和六十年改正法附則第四十六條において準用する場合を含む)に規定する権限
 - 十三 法第二十九條第一項(法附則第四條の五第一項及び昭和六十年改正法附則第四十六條において準用する場合を含む)及び第三項から第五項まで(法第三十條第二項、法附則第四條の五第一項及び昭和六十年改正法附則第四十六條において準用する場合を含む)に規定する権限
 - 十四 法第三十條第一項(法附則第四條の五第一項及び昭和六十年改正法附則第四十六條において準用する場合を含む)に規定する権限
 - 十五 法第三十一條第二項(昭和六十年改正法附則第四十六條において準用する場合を含む)に規定する権限
 - 十六 法第八十二條の二に規定する権限
 - 十七 法第九十六條第一項に規定する権限
 - 十八 法第九十八條第一項及び第二項に規定する権限
 - 十九 法第百條第一項に規定する権限
 - 二十 法附則第四條の三第一項及び第四項に規定する権限
 - 二十一 法附則第四條の五第一項に規定する権限
 - 二十二 昭和六十年改正法附則第七十五條の規定によりなお効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)による脱退手当金を受ける権利を規定する権限
 - 2 法第四條第二項の規定により、前項各号に掲げる権限(同項第十一号に掲げるものを除く)であつて社会保険事務所の管轄区域に係るものは、当該社会保険事務所長に委任する。ただし、同項第十七号及び第十九号に掲げる権限は、地方社会保険事務局長が自ら行うことを妨げない。
- 第一條の二を削る。

第二条の前の見出しを「管轄地方社会保険事務局長等」に改め、同条第一項中「法第六条第三項及び第四項、第八条、第十条第一項、第十一条、第十八条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十五条、第二十七条、第二十九條（第二項を除く）、第三十條、第三十一条第二項、第八十二条の二、第九十八條第一項及び第二項並びに附則第四条の三第一項及び第四項並びに第四条の五第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年改正法」という。附則第四十三條第二項、第三項、第五項、第六項及び第八項、第四十四條第三項並びに第四十六條並びに前二條の規定による都道府県知事の権限及び事務（以下「権限等」という。）を「前条の規定により委任された地方社会保険事務局長又は社会保険事務局長（以下「地方社会保険事務局長等」という。）の権限」に、「同法」を「昭和六十年改正法」に改め、及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者（以下「船員任意継続被保険者」という。）を削り、仮住所地の都道府県知事を「仮住所地」を管轄する地方社会保険事務局長等に、「の都道府県知事、船員任意継続被保険者については、その者の住所地の都道府県知事（日本に住所がないときは、その者の被保険者の資格に関する事務を最後に行つた都道府県知事）」を「管轄する地方社会保険事務局長等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項第十九号に掲げる権限は、この項本文の規定による地方社会保険事務局長等以外の地方社会保険事務局長等が行うことを妨げない。

第二条第二項中「権限等を行なう都道府県知事」を「前条第一項各号のいずれかの権限を行う地方社会保険事務局長等」に、「その権限等」を「その権限」に、「都道府県知事が行なう」を「地方社会保険事務局長等が行う」に改める。

第三条中「権限等」を「権限」に、「管轄都道府県知事」を「管轄地方社会保険事務局長又は管轄社会保険事務局長」に改める。

第三条の七第一号中「同法第三条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）を「旧法」に改める。

第六条第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、法附則第四条の三第一項」を「社会保険事務局長（法附則第四条の三第一項に規定する権限を地方社会保険事務局長が行う場合にあつては、地方社会保険事務局長）」は、同項に改める。

第十四条 法附則第二十九條第七項の規定により法第四十一条第一項の規定を準用する場合には、同項中「老齢厚生年金」とあるのは、「脱退一時金」と読み替えるものとする。

第二十九條 あへん法施行令（昭和三十年政令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十三條」を「第三十三條第一項」に、「当り」を「当たり」に改める。

第三十條 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八條中「この政令で」を「前各条に」に改め、同条の次に次の十二條を加える。

（学校又は養成所の指定）

第九條 主務大臣は、歯科技工士法（以下「法」という。）第十四條第一号に規定する歯科技工士学校又は法第十四條第二号に規定する歯科技工士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

第十條 前条の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（変更の承認又は届出）

第十一條 第九条の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

（報告）

第十二條 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

第十三條 主務大臣は、指定学校養成所の設置者又は長に対し、教育又は経営の状況等に関して必要な報告を命じ、又は当該職員に必要な検査をさせることができる。

2 前項の検査をする職員は、その身分を示す証書を携帯しなければならない。

第十四條 主務大臣は、第九条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

第十五條 主務大臣は、指定学校養成所が第九条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による主務大臣の指示に従わなかつたとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

（指定取消の申請）

第十六條 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（国の設置する学校養成所の特例）

第十七條 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第十條	設置者	所管大臣
第十一條	設置者	所管大臣
第十二條	設置者	所管大臣
第十三條	設置者	所管大臣
第十四條	設置者	所管大臣
第十五條	設置者	所管大臣
第十六條	設置者	所管大臣
第十七條	設置者	所管大臣

